

札子施第 1693 号
令和 2 年（2020 年）12 月 4 日

各施設長 様

札幌市子ども未来局
支援制度担当部長

公定価格の基本配置又は各加算に定められた非常勤職員の職員数算定について（通知）

日ごろより札幌市の教育・保育行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項（府子本第571号平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官通知）」（以下、「留意事項通知」という。）により定められているところです。このため、本市は「幼稚園および認定こども園（1号）において主幹（保育）教諭等専任化に伴い代替教諭を配置する場合の職員数算定について（札子施第2358号平成31年2月13日札幌市子ども未来局支援制度担当部長通知）」や「公定価格の基本分単価に含まれる職員配置について（札子施第1238号令和元年8月29日札幌市子ども未来局支援制度担当部長通知）」の通知により、留意事項通知に定められた要件の明確化及び適正化を行ってきているところです。

つきましては、基本配置又は各加算に定められた非常勤職員の職員数算定については、下記のとおりといたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 従事時間の下限について

非常勤職員の配置が必要な基本配置又は加算の配置職員数について、ひと月当たりの下限を常勤換算数 0.5 人とする。

また、上記取扱いにより、基本配置における資格要件が不要な職員（調理員、事務員）が不足する場合は、その他職員（保育士を含む）を充てることで充足させることとする。

2 適用開始年月日

令和 4 年（2022 年）4 月 1 日（令和 3 年度は従前どおり下限は設定しない。）

3 問合せ先

札幌市子ども未来局支援制度担当部保育推進担当課 給付係

電話番号：011-211-3027

担当者	担当区
竹内	中央区・北区・清田区・手稲区
横山	東区・南区
水内	白石区・厚別区
石山	豊平区
小村	西区